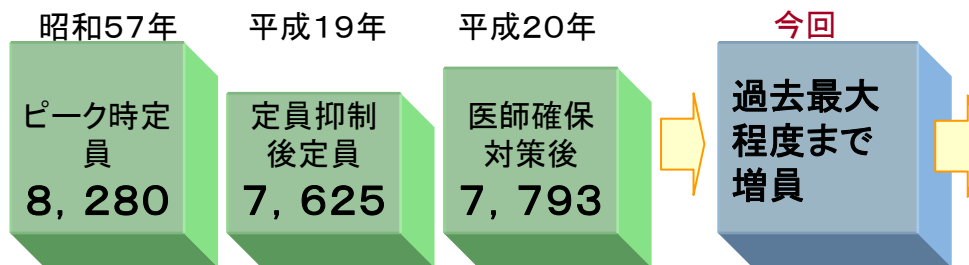


経済財政改革の基本方針2008を踏まえた平成21年度の医学部定員増について

経緯

- 医学部定員については、閣議決定(昭和57年、平成9年)及び厚生労働省の需給見通しに基づき、8,280名の入学定員を7,625名まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県*について、さらに、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について、入学定員の増員を実施。これにより、平成20年度で、入学定員は7,793名まで回復。
*青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重
- 「経済財政改革の基本方針2008」において、「これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方を確立する」とした上で、「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する」ことが決定。



対応方針

「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、早急に過去最大程度の増員を図るため、平成21年度において、以下の通り、医学部入学定員の増員を促す。

国公立大学を通じて翌年度から対応する

- 収容定員の変更に関する認可申請期限(通常6月末)を定める規則の特例を設け、今回の増員に限り10月末に延長する。
- 平成21年度概算要求において、入学定員増員に伴う教育環境の整備の支援を検討する。

大学に地域医療に貢献する実効ある取組を求める

- 増員を希望する大学に、医師不足が深刻な地域や診療科の医師を確保するための実効ある取組について計画の提出を求める。

例: 医師派遣(紹介)など医療機関との連携による地域医療への貢献

医師不足が深刻な地域や診療科の医療を担う医師の養成プログラム

大学や都道府県等による奨学金の設定

- 文部科学省において、計画の実効性、継続性等の観点から審査の上、増員を行う。

私立大学の歯学部定員の医学部定員への変更を認める

- 平成10年から10%の定員削減を求められている歯学部定員を、当該目標値以上削減する私立大学については、医学部定員への上乗せを可能とする。